

【 下水道事業受益者負担金 】

公共下水道の整備には巨額の費用を要することから、全町域を短期間で整備することができません。そして、下水道が整備されるとその土地の汚水を下水道へ流せるようになるため、その地域一帯の生活環境が大幅に改善され、土地の利用価値、資産価値の上昇をもたらします。土地所有者に特別な利益をもたらすこの下水道事業をすべて税金で賄うと、利益を受けられない他の多くの地域の人との間に不公平が生じます。

受益者負担金は、その利益を受ける人(受益者といいます。)に受益の一部を建設費として町に還元していただく制度でそのお金は、下水道建設の貴重な財源として建設促進に大きく役立っています。

なお、受益者負担金の賦課(ふか)は一度限りです。

《負担金の計算及び納付方法》

〈計算式〉

あなたの所有する土地の面積(公簿) × 単位負担金額(783円/㎡)

〈例〉 あなたの所有する土地の面積が150㎡(約45坪)の場合

所有地積 × 単位負担金額 = 負担金総額
150㎡(約45坪) × 783円 = 117,450円(10円未満切り捨て)

〈納付方法〉

受益者負担金の納付方法には、①一括納付と②分割納付があります。

①一括納付の場合→町の指定する納期までに一括納付すると、負担金の20%に相当する一括納付報奨金が交付されますので差し引きをして負担金額の80%相当額を納付していただきます。

〈例〉 負担金総額 - (負担金総額 × 20%) = 納付額
117,450円 - (117,450 × 20% = 23,490円) = 93,960円

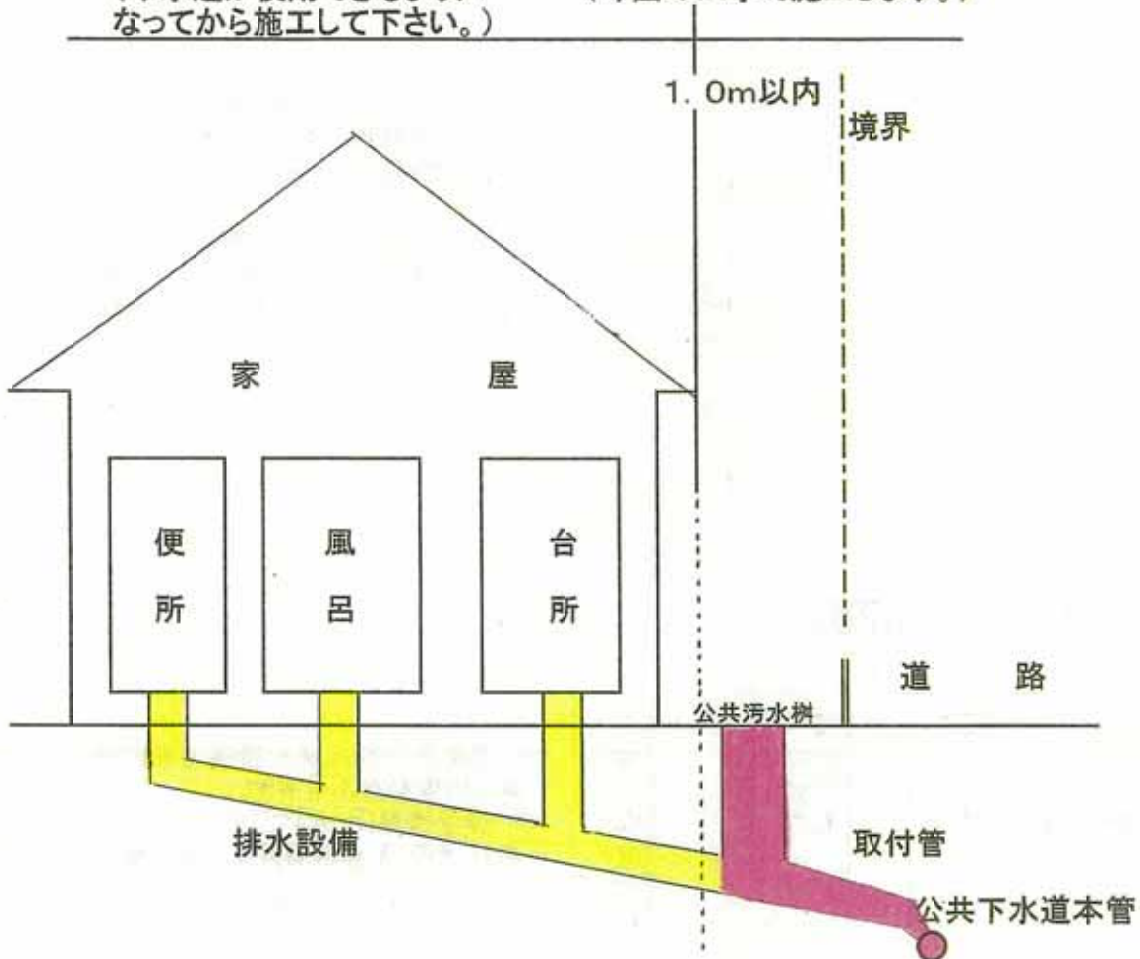
②分割納付の場合→負担金を9分割し、それを年3回3年間に各期ごとに納付していただく方法です。

〈例〉	第1期分	第2期分	第3期分
当年度	13,050円	13,050円	13,050円
翌年度	13,050円	13,050円	13,050円
翌々年度	13,050円	13,050円	13,050円

町と個人の施工・管理区分について

◎ 排水設備⇒個人が施工・管理
(下水道が使用できるように
なってから施工して下さい。)

◎ 公共下水道⇒町が施工・管理
(今回の工事で施工します。)



- ◎ 今回の工事で公共下水道の本管と宅地へ接続する取付管と公共汚水枡までを施工します。
- ◎ 今回の工事が完了しても、供用開始の告示をするまで下水道を利用することはできません。
(利用できるようになる年月は、各家庭に案内します。)

* 取付管及び公共汚水枡は、申請された方が対象です。

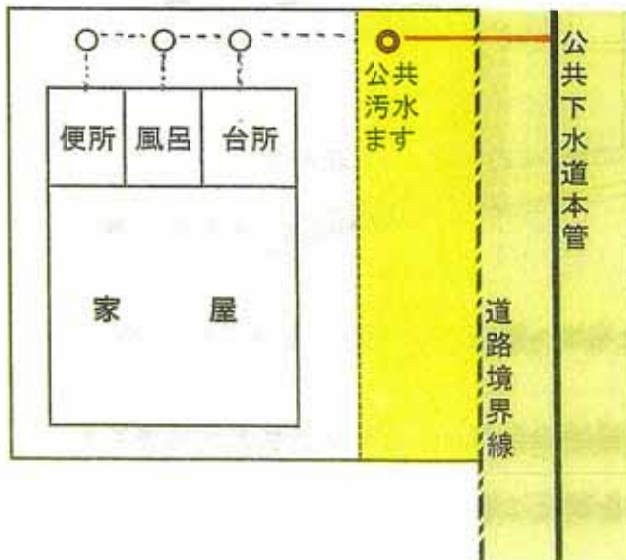
公共汚水樹が設置できる範囲

1.0m以内



- ◎ 汚水樹が設置できる範囲は、道路と宅地の境界線から1m以内です。
- ◎ 設置個数は、1宅地1ヶ所となっています。ただし、宅地や家屋の条件により2個以上必要な場合は個人負担により設置することができますが、樹は町に帰属します。

公共汚水樹の設置例



- ◎ 最も経済的に排水設備工事が施工できる位置を選んで下さい。
- ◎ 設置位置について、わかりにくい点があれば役場 都市整備課または最寄りの指定工事店にご相談ください。